#### (議事録)

野崎部会長

では、定刻となりましたので、これから第2回埼玉県光学機械器 具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催します。 まず、委員の出席状況について、事務局のほうから報告をお願いし ます。

賃金指導官

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員 3名に御出席いただいております。

委員9名のうち、3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

野崎部会長

また、埼玉地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。

現在、傍聴者はいらっしゃいますか。

賃金指導官

傍聴者はいません。

野崎部会長

本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。 公益代表は私が、労働者側は根岸委員、使用者側は加藤委員にお願い したいと思います。

では、配付資料の説明を事務局のほうからお願いいたします。

賃金室長

皆様、お手元のパソコン上に本日の資料と、前回、第1回の合同専門部会の配付資料を表示しております。今、皆さんのモニター上では今日の資料が出ているかと思います。こちらのモニターを御覧いただいて、皆様のお手元のこちら側、この専門部会というところをかちゃっとしていただくと、前回の合同専門部会の資料も参照いただけるようになっております。

本日の資料ですが、まず、資料1、これは9月4日の第1回専門部会において配付した資料7、特定最低賃金の改正を求める申出書の中から本専門部会に関連する労使協定の一覧だけを抜き出したものです。特定最低賃金は、改正の申出書に添付された労使協定のうち、最も低い額を超えて決定することができません。資料1のうち、時間額が最も低いのは1番の協定です、一番上の行、時間給というところが水色になっていますけれども、この列を見ていただきまして、1番の1129.57、時給が1,129円57銭というふうになっております。よって、本日の御審議の結果として出せる金額は、この金額の小数点以下を切り捨てた1,129円が上限となります。

資料2、これも第1回合同専門部会の配付資料から抜き出したものです。最低賃金に関する基礎調査結果のうち、引上げ額、引上げ率、影響率の早見表です。これは現行の特定最低賃金額から先ほど御説明した引上げ額の上限までの範囲について、影響率等を一覧としてまとめたものです。

資料3は、埼玉県内の事業所に適用される最低賃金の一覧です。 10月1日、本日から埼玉県最低賃金が発効になっておりますけれど も、これと現行の特定最低賃金を表示したものです。

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年改定の 日本標準産業分類に基づいて定めていますが、昨年、標準産業分類が 改定され、本年4月から施行されています。

標準産業分類の改定のうち、本専門部会に関連する事項としては、 モニターのほうで御覧いただくと分かりやすいかと思います。特定最 低賃金の業種がここに書いてありまして、光学レンズの業種は、今、 選択した部分に書いてございます。そのうち、「これらの産業におい て管理、補助的経済活動を」というところですけれども、ここにカン マが1つ入っております。ほかのところを見ますと、「同部品製造業」 の後は読点になっております。カンマと読点が混在している状況でご ざいます。この「管理」の後にあるカンマが標準産業分類の改正で、 今回、こちらの点と同じ点、読点に変更されました。本日は、改正の 金額と発効日に加えて、この標準産業分類に伴う改正についても御審 議いただきたくお願いをいたします。

資料4は、消費者物価指数の表でございます。消費者物価指数については、従前から「持ち家の帰属家賃を除く総合」を用いていました。 今、モニターに表示しているものが持ち家の帰属家賃を除く総合の推 移でございます。

次のページですけれども、本年は地域別最低賃金の改正審議において、「頻繁に購入する品目」も参照されましたので、これについても併せて御用意しております。

頻繁に購入する品目については、次の次のページ、ページ数でいうと10ページ目でございます。これら、ゆでうどん、カップ麺、中華麺、かまぼこ、その他もろもろ41品目ございますが、これらを1品目でも含む中分類の指数を全国のものとさいたま市のものを拾ってきまして、上昇率を算定した表でございます。

参考資料1は、第1回合同専門部会の資料14、特定最低賃金改正 を巡る経済環境等のデータを更新したものです。

更新した部分は、2ページ目、(3)の埼玉県内企業経営動向調査の表であります。2024年の7-9月期の数値が出ておりましたので、これを反映した表を作成しております。

配付資料は以上です。

野崎部会長

では、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の他局の答申状況について、分かっていれば、事務局のほうから教えてください。

賃金室長

これまでのところ、他局において、同様の特定最低賃金が改正されたという情報は入ってございません。

野崎部会長

それでは、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最 低賃金の改正決定の審議に入りたいと思います。

12月1日改正発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめる必要がありますので、よろしくお願いいたします。

また、終了時刻については、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、会場の都合などもありますので、午前11時30分終了をめどに、円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

協議形式は、例年、全体協議からスタートして、調整が必要となったら適宜休会という進め方をしておりますが、今年も例年どおりの進め方でよろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

野崎部会長

それでは、ここから全体協議を始めます。 まず、労側委員からお願いいたします。

根岸委員

それでは、資料を作成しましたので、お配りいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

今回、労側の主張ということで、簡単にまとめをさせていただきました。

まず、1点目につきましては、現在の鉱工業生産指数を基に分析をしたものであります。2023年の平均については前年比で17.3プラスというふうになっておりますが、24年の4-6月期につきましては前年同月に比べるとマイナスの21.9となっておりまして、減少傾向にあるということでありますが、2020年比、コロナ禍であったわけでありますけれども、その状況と比較すると、比較的高い水準を維持しているというふうに見ております。

また、②のところでありますけれども、日銀の短観につきましては、6月のDIにつきましては14ということで、前年同月比ではプラスの13ということで改善の傾向を示しているということでありまして、また、今後の見通しにつきましても18ということでありまして、さ

らなる改善が兆しとして見えているというようなところであります。

2ポツに行きますと、埼玉県の地域の最低賃金ということでありますけれども、御案内のとおり、今回につきましては中賃の目安、イコールの50円ということでありまして、引上げ率については4.86%であったということでございます。

そして、3ポツに行きますと、申請した事業所の最低賃金の協定額の状況であります。埼玉県内で今回協定を出したところにつきましては4事業所という形になっておりまして、それぞれの事業所におきましては、内容についてオープンにすることは控えたいということでございましたので、平均値という形で出させていただいたところであります。2023年の協定額の平均、単純平均ではありますけれども、1,093円であったものが、2024年につきましては1,181円ということで、平均で88円の引上げがなされたということであります。これを率に直しますと8.05%ということでありまして、適用される労働者の人数は1,738人ということで報告を受けているところであります。

裏面に行きまして、4ポツで申請事業所の今年の賃上げの状況ということであります。併せまして、それぞれの具体的なものについては控えていただきたいということで、それぞれの企業からの要望があったということでありますので、平均で内容について申し上げたいというふうに思います。引上げ額につきましては、平均で1万9,774円ということでありまして、これを率に直しますと5.48%ということでございます。適用労働者につきましては、同じく1,738人ということです。

申請の4事業所の今春闘における平均引上げ率5.48%ということでありまして、適用労働者については半分を超える51.1%ということでございました。これを2024年の最低賃金の1,064円に乗じますと58.3円ということになりますので、これを切り下げて58円ということであります。具体的な金額は、その金額を用いまして、本来であれば、それぞれの企業の最低賃金の引上げ率を参考にするところではありましたが、意見交換の中で中小のかなり厳しい状況というのも伺っておりましたので、今回につきましては、同一労働同一賃金の観点から、この58円の引上げが非正規の皆さん、未組織の皆さんも含めた引上げ額として適当だろうということで、労側の主張としたところであります。よろしくお願いします。

以上です。

## 野崎部会長

ありがとうございます。

じゃあ、続いて、使用者側委員のほうからお願いします。

加藤委員

御承知のとおり、企業を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況になっており、直近の先月のお話ではありますけれども、アメリカの金利が下がったということで、日米金利差も少なくなってきて、それによって円高懸念も高まって、輸出関連企業を中心に大変厳しい状況が見込まれております。販売代金の収入の減少による収益悪化等も見込まれ、今後の経済見通しは非常に不透明というふうに感じているところでございます。

そんな中、タブの上の「合同部会」、前回のものですけれども、その中の167ページに「最低賃金に関する意見書」というのが出ており「弊社では、光学レンズ製造業」という意見書が出されておりましたので、これについて、注目してよく見てまいりました。

この文面を見ますと、業界でも価格転嫁が非常に厳しく、人件費が相当負担になっている。確保した人員も突然転職してしまう等々、業界の非常に厳しい状況が記載されており、こうした状況についても十分考慮していかなくてはいけないというふうに思った次第でございます。

今日の資料に戻っていただきたいと思いますが、今日の資料の13ページ、参考資料3の企業業績動向、これは財務省の法人企業統計全国版ですけれども、この直近の4-6月のデータ、一番右のほうですけれども、ピンクになっているところが中小のところで、上の注意書きに中小は資本金1千万円以上1億円未満企業であるということで、注目をしております。

中小の業務用機械器具のところを見てみますと、売上げのほうはマイナス 2.27、それから営業利益につきましてもマイナス 27.25という状況で、その下にある電気に次いで非常に厳しい状況になっているデータが示されております。

こういったデータを見ますと、特定業種の最低賃金は、支払い能力 というのを十分加味して考えていかないと、企業が存続しないという こともありますので、先ほどの意見書と併せて注視をしているところ でございます。

先ほどの支払い能力というお話ですけれども、支払い能力をはかる 上で最も重要な指標は、鉱工業生産指数と思っております。

次のページにその他の指標の(1) 埼玉県の鉱工業生産指数の動向 というのがありますけれども、生産指数ですから、生産なくして売上 げもないですし、売上げがないと利益もないということで、鉱工業生 産指数は重視していかなくてはならないというふうに思っております。

その中の一番右の欄、業務用機械工業(光学機械器具等)を見ますと、今年の1-3月期についてはマイナス49.9、それから直近の4-6月期につきましてはマイナス21.9ということで、少し業況は改善している状況でございます。

こうした状況を踏まえて、一番直近のデータを踏まえてやっていくと、4-6月期の鉱工業生産指数マイナス21.9、昨年比で78.1%になっているわけですけれども、この状況を現時点における光学機器製造事業者の賃金支払い能力というふうに考えていきたいと思っております。

したがいまして、昨年の特定最低賃金引上げ額42円に 0.781を掛けた33円ということで、特定賃金の引上げをお願い したいと考えております。

使用者側からは以上です。

# 野崎部会長

ありがとうございます。

そうすると、25円開きがある。58円に対して33円ということですので、御主張の金額に25円ほどの、相当な差がありますので、先ほど御説明したとおり、全体協議を一時休止しまして、休憩中、それぞれの控室で歩み寄るための御検討をお願いしたいと思います。また、並行して、労働者側委員、使用者側委員の両者と個別に私たち公益委員との協議も行います。取りまとめに向けて歩み寄りの御協力をお願いいたします。

では、事務局から控室の場所を説明していただいて、使側にまず控室に行っていただいて、労側に残っていただいて個別協議という形で。

### 賃金指導官

使用者側の皆様には労働基準部長室、労働側の皆様には16階あっせん室を御用意しております。

では、御案内いたします。

#### 野崎部会長

では、一時、審議を休止します。

(休 憩)

## 野崎部会長

では、全体会議を再開します。

労使各委員に円滑な結論の取りまとめに御協力いただいて、まだま とまってないですけれども、各個別協議をさせていただきました。

全体会議自体、両者とも双方の意見を押していますが、個別協議については、金額について25円の開きがあるということを両者ともお考えいただいて、労側としては、若干、観点を変えて、連合の引上げ率の5.1%を加味して54円、ただ、それも使用者側の見解を聞くと、地賃と同じ4.86%の引上げ率で51円が現時点でのお考えとお聞きしております。

それに対して、使用者側も全体会議で述べた意見については金額に 開きが相当あるということ等を御考慮いただいて、企業ですから、埼 玉県に限らず全国の物価上昇率とかを加味するのが妥当だという観点、消費者物価指数を加味するのが妥当だという観点から4.7%、現在の1,064円に4.7%を掛けますと、ちょうど50円の引上げ、1,114円というのが現時点での両者の御見解だと、個別協議の結果として公益委員としても踏まえております。

では、改めまして、最終的な金額提示と、その金額についての考え方を労側、使側からお聞きしたいと思います。

では、労側、どうぞ。

#### 根岸委員

先ほどお話がありましたように、地賃の引上げのところで4.86%ということで、51円を考えておりましたけれども、公益の先生方と使側の意見等々につきましてもいろいろお伺いしまして、12月1日発効、それから全会一致という部分を重視しまして、労側としても50円ということで、全体的に納得いく数字ではないものの、先ほど申し上げたような観点から、それで決めていきたいということで考えておるところであります。

以上です。

# 野崎部会長

ありがとうございます。 では、使用者側から。

#### 加藤委員

私どもでは光学機器の産業が非常に埼玉県にとって重要だということを考えておりますので、人材の確保ですとか、あるいはほかに流出するということをできるだけ阻止したい、そのためには実質賃金が減らないようにしたい、ということもありまして、全国の物価上昇率を基に決めさせていただきました。

冒頭申し上げましたように、意見書を出している非常に厳しいところもありますので、私どもとしてはこれが限界で労使双方の合意を前提として50円ということで決めていきたいと思っております。 以上です。

# 野崎部会長

では、先ほどの個別協議から、さらに労側に譲歩いただきましたので、労側の主張50円、使側の主張50円という形で金額が一致しました。

そうしますと、金額については結論が出たところで、冒頭に事務局から説明があったとおり、発効日と標準産業分類に合わせた改正、カンマから読点についても審議する必要がありますので、それらについて、労使双方の意見を伺いたいと思います。

労側はどうでしょうか。

根岸委員 異議はございません。

野崎部会長使用者側。

加藤委員 異議はございません。

野崎部会長 ありがとうございます。

それでは、令和6年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は、引上げ額50円、引上げ率4.70、時間額1,114円、発効日は令和6年12月1日とすることで結論に至ったということでよろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

野崎部会長 ありがとうございます。

では、採決に入ります。令和6年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は、時間額1,114円、発効日は令和6年12月1日とするについて、賛成する委員は挙手をお願いします。

# (举手全員)

野崎部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。 それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

野崎部会長 では、部会長報告書(案)について、事務局から読み上げをお願い します。

賃金指導官 埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会 会、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長、野崎正。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改 正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりであ

る。

委員の名前を省略させていただきまして、裏面に移らせていただきます。

別紙。埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。

- 1、適用する地域、埼玉県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。(3)次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片付けの業務。ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。
  - 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,114円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通 勤手当及び家族手当。
  - 6、効力発生の日、令和6年12月1日。 以上でございます。

#### 野崎部会長

ただいま事務局から読み上げていただいたこれについて、原案のと おりでよろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

#### 野崎部会長

では、異議なしと認め、原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、「(案)」を消していただき、本審議会に提出いただくことといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶があります。

### 労働基準部長

皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。 労使主張に大きな隔たりがありましたけれども、最後は双方歩み寄っていただきまして、本当にありがとうございました。それから、公 益委員の先生方も報告の取りまとめに御尽力いただきまして、厚く御 礼を申し上げます。

今後でございますが、明日、10月2日に開催を予定しています第 9回本審のほうで、ほかの特定最賃と一緒にまとめて報告、審議をし ていただいて、答申を頂く予定としております。 本日はどうもありがとうございました。

野崎部会長

では、議事の2、その他に移りますが、まず、委員の先生方のほう から何かその他についてありますか。 事務局のほうから何かありますか。

賃金室長

今後の予定についてお話しいたします。

明日、本審を開催いたしまして、今日頂きました専門部会報告書と ほかの部会の報告書もまとめて一括審議をしていただきます。答申を 頂きましたら、異議申出の公示を行いまして、異議申出がなければ、 そのまま決定をいたします。異議申出があった場合は10月18日に 異議審を開催した上で、改正特定最低賃金を決定しまして、12月 1日の発効に間に合うように官報公示等の手続を進めてまいります。 以上でございます。

野崎部会長

では、以上をもちまして、本日の第2回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

— 了 —